

令和6年8月27日

美幌町長 平野浩司 様

美幌町監査委員 西村与志博

美幌町監査委員 吉住博幸

令和5年度財政健全化審査の意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、審査に付された令和5年度決算に係る健全化判断比率を審査した結果、別紙のとおり意見を提出する。

財政健全化審査意見

1 審査の概要

令和5年度決算に係る財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

健全化判断比率	令和5年度	早期健全化基準	備考
① 実質赤字比率	- (%)	14.02 (%)	
② 連結実質赤字比率	- (%)	19.02 (%)	
③ 実質公債費比率	7.2 (%)	25.0 (%)	
④ 将来負担比率	- (%)	350.0 (%)	

注) 「-」は、実質赤字額及び連結実質赤字額がないものである。

(2) 個別意見

① 実質赤字比率及び連結実質赤字比率

令和5年度において実質赤字及び連結実質赤字は生じていないため、特に問題はないと認められる。

② 実質公債費比率

令和5年度の実質公債費比率は7.2%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較すると下回っており、良好な状態であると認められる。

③ 将来負担比率

令和5年度の将来負担比率はマイナスとなっており、早期健全化基準の350.0%と比較すると下回っており良好な状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。